介護保険負担限度額認定の申請について

介護保険施設サービスまたは短期入所（ショートステイ）サービスを利用する人のうち、要件に該当される人は、申請により居住費（滞在費）・食費の軽減を受けることができますので、下記により申請してください。

1．必要なもの

□　**介護保険負担限度額認定申請書**

□　**申請書裏面の同意書**（本人と配偶者それぞれ記入）

□　**本人、配偶者の預金通帳**(窓口にてコピーを取らせていただきます)

・複数の口座をお持ちの場合は全ての口座の通帳が必要です。

・申請前に記帳を行い、通帳情報を最新状態にしてください。

・直近 2 か月分の入出金が確認できる必要があります。

※配偶者は、世帯分離している配偶者又は内縁関係の者を含みます。

□　**本人、配偶者の有価証券等の写し**

□　**本人の印鑑(認印可、シャチハタ不可)**

（**郵送の場合は裏面の**『郵送申請時の預金通帳のコピー方法）をよくご確認ください。）

2．要件

利用者 負担段階	所得の状況	預貯金等の資産状況
第 1 段階	・本人と世帯全員が町県民税非課税の人で 老齢福祉年金を受給している人 ・生活保護を受給している人	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下
第 2 段階	・世帯全員が町県民税非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が 82 万 6 千 5 百円以下の人	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下
第 3 段階①	・世帯全員が町県民税非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が 82 万 6 千 5 百円超 120 万円以下の人	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下
第 3 段階②	・世帯全員が町県民税非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が 120 万円超の人	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下

※年金収入額には課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含みます。

※第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の人）は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産状況の要件が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下が対象になります。

※利用者負担第 4 段階（第 1 段階～第 3 段階の減額要件に該当しない方）は施設と利用者の契約による金額となります。

《預貯金等の範囲》

種類	確認方法
預貯金	通帳裏面の口座番号が記載されたページと、最新の残高を含む直近2か月分の収支の分かるページの写し（インターネットバンクの場合は口座収支のページ） ※年金の受取口座を含むすべての通帳
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金（たんす預金）	自己申告
負債	借用証書等

＜郵送申請時の預金通帳のコピー方法＞

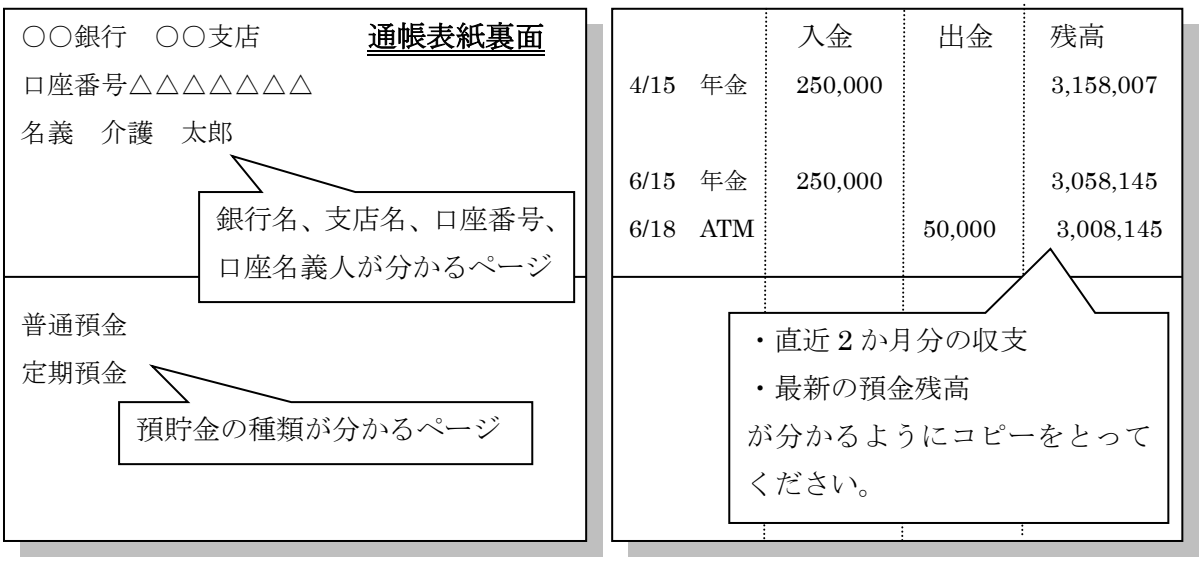

※ 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及びその額の**最大2倍の加算金**を返還していただくことがあります。

＜お問い合わせ先＞
稲美町役場　健康福祉課　介護保険係
〒675-1115　稲美町国岡1丁目1番地
いきがい創造センター1階
TEL：079－492－9139（直通）